

# 重要事項説明書

訪問看護サービス提供にあたり、介護保険法に関する厚生労働省令に基づいて、当事業者が説明すべき重要事項は次のとおりです。

## 1、事業者の理念

「愛し愛される訪問看護」

## 2、事業者の基本方針

- (1) 誰に対しても笑顔であいさつが出来る職員
- (2) 利用者様が納得する安全で安心な医療の提供
- (3) 人権を尊重したサービスに努める。
- (4) 利用者様・家族・地域と職員が調和して在宅療養を考える。

## 3、事業者の概要

事業者の名称 医療法人社団哺育会 訪問看護ステーション和音  
事務所の所在地 埼玉県川越市かすみ野二丁目15番11  
法人種別 医療法人  
代表者の氏名 浪川浩明  
電話番号 049-211-2100  
都道府県知事許可番号 1160490268

## 4、事業の目的と運営の方針

事業の目的	医療法人社団哺育会が実施する指定訪問看護事業所の適正な運営を確保する為に、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護師その他の従業者で、医師が訪問看護の必要を認めた患者に対して、適切な指定訪問看護を提供することを目的とします。
運営の方針	<ul style="list-style-type: none"><li>・利用者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援します。</li><li>・事業の実施にあたっては、関係市町村、居宅支援事業所、地域の保健、医療、福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。</li></ul>

## 5、事業所の職員体制

従業者の職種	員数	勤務の体制
管理者	1人	常勤
訪問看護師	5名	常勤（5名）勤務時間8時30分から17時30分
言語聴覚士	1名	常勤
理学療法士	2名	常勤（2名）
事務職員	1名	常勤

6、サービス提供日および時間

サービス提供日 毎週 月・火・水・木・金

\* 土日祝日および年末年始（12月30日～1月3日）は休業日とする。

\* サービス提供時間 午前 8時30分～午後5時30分

7、利用料金について

(1) 利用状況に応じて、下記一覧表に記載のある内容を請求致します。

その他に交通費等が実費負担となる場合もあります（次項参照）

訪問看護	基本部分		単位数単価	1単位	=	10.42円
	訪問看護費	20分未満 30分未満 30分以上1時間未満 1時間1時間30分	314単位 471単位 823単位 1,128単位			
訪問看護費 ※言語聴覚士等の場合	20分以上（1回につき） 20分以上（1日2回を超えた場合）	294単位 265単位				
初回加算（退院日）	過去2ヵ月において訪問看護を行っていない場合で、退院日に初回訪問を行った月に算定	350単位				
初回加算（退院日以降）	過去2ヵ月において訪問看護を行っていない場合で、退院日以降に初回訪問を行った月に算定	300単位				
長時間訪問看護加算	1時間30分以上の利用	300単位				
複数名訪問加算 30分未満	2人以上での訪問看護を30分未満で行ったとき	254単位				
複数名訪問加算 30分以上	2人以上での訪問看護を30分以上で行ったとき	402単位				
時間外加算 夜間（18～22時） 早朝（6～8時）	夜間、早朝に訪問看護を行った場合 （各訪問看護費の25%）	393単位 589単位 1,029単位 1,410単位				
時間外加算 深夜（22～6時）	深夜に訪問看護を行った場合 （各訪問看護費の50%）	471単位 707単位 1,235単位 1,692単位				
緊急時訪問看護加算（Ⅰ） （業務負担軽減体制整備あり）	常時、相談等に対応できる体制にあり、必要に応じて緊急時訪問を行う場合	600単位				
特別管理加算（Ⅰ）	特別な管理を必要とする利用者に対して訪問看護を行った場合 <sup>*1</sup>	500単位				
特別管理加算（Ⅱ）	特別な管理を必要とする利用者に対して訪問看護を行った場合 <sup>*2</sup>	250単位				
ターミナルケア加算	在宅で死亡した利用者に対してターミナルケアを行った場合	2,500単位				
退院時共同指導加算	退院又は退所した利用者に対して退院時共同指導を行った後、退院又は退所後に訪問指導を行った場合のみ、初回時に加算	600単位				
看護・介護職員連携強化加算	訪問介護事業所と連携し、たんの吸引等の特定行為を行う支援を行った場合	250単位				

	看護体制強化加算（Ⅰ）	厚生労働大臣が定める基準を満たした訪問看護事業所が訪問看護を行った場合	550単位
	看護体制強化加算（Ⅱ）	厚生労働大臣が定める基準を満たした訪問看護事業所が訪問看護を行った場合	200単位
	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	厚生労働大臣が定める基準を満たした訪問看護事業所が訪問看護を行った場合	6単位
	サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	厚生労働大臣が定める基準を満たした訪問看護事業所が訪問看護を行った場合	3単位

※1 特別管理加算（Ⅰ）第6号イに規定する状態にある利用者に対して指定訪問看護を行う場合

※2 特別管理加算（Ⅱ）第6号ロ、ハ、ニ又はホに規定する状態にある利用者に対して指定訪問看護を行う場合

介護予防訪問看護	介護予防訪問看護費	20分未満 30分未満 30分以上1時間未満 1時間1時間30分	303単位 451単位 794単位 1,090単位
	訪問看護費 ※言語聴覚士等の場合	20分（1回につき） 20分（1回につき）※3 20分以上（1日2回を超えた場合） 20分以上（1日2回を超えた場合）※3	284単位 279単位 142単位 137単位
	時間外加算 夜間（18～22時） 早朝（6～8時）	夜間、早朝に訪問看護を行った場合 （各訪問看護費の25%）	379単位 564単位 993単位 1,363単位
	時間外加算 深夜（22～6時）	深夜に訪問看護を行った場合 （各訪問看護費の50%）	455単位 677単位 1,191単位 1,635単位
	看護体制強化加算	厚生労働大臣が定める基準を満たした訪問看護事業所が訪問看護を行った場合	100単位

※3 利用期間が12ヶ月を超える場合

※その他加算については訪問看護に準じる

(2) 必要に応じて、下記に記載のある内容を請求いたします。

- ・交通費（実施地域外のみ）：330円（税込）
- ・死後の処置料：16,500円（税込）

## 8、キャンセルについて

利用者の都合によりサービスを中止する場合は、次のキャンセル料をいただきます。

ただし、病状の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は不要です。

利用日の前日までに連絡があった場合	無料
利用日の当日に連絡がなかった場合	実費（基本訪問看護費の自己負担割合と同額） 及び交通費（2km以上1km毎に55円）

## 9. 利用料等のお支払い方法

事業所は、前月料金の合計額の請求書及び明細書を発行し、利用者及びその家族は、連帯して、当事業所に対し当該合計額を支払うものとします。支払方法については原則として引落としとなります。なお、引落としが確認でき次第、領収書を発行いたします。

## 10. 秘密の保持について

当事業所および事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。

また、従業員が退職後も在籍中に知り得た利用者ならびにご家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じます。

## 11. 実習生、スタッフの同行見学

意欲、目的の明確な実習生等が勉強のため同行訪問を行う場合があります。その際には事前に説明し、同意を得られた場合のみとします。個人情報の取り扱いには十分に注意するものとします。

## 12. 身分証明書の携帯

訪問看護事業所名、訪問者の氏名、写真貼付のある名札を携帯し、利用者や家族に求められた際には提示いたします。

## 13. 事故発生時の対応について

サービス提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者家族、居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

また、サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。

なお、事業者は下記の損害賠償保険に加入しています。

訪問事業者総合補償制度（一般社団法人 全国訪問看護事業協会）

## 14. 虐待防止について

利用者の人権の擁護、尊厳の保持が達成されるよう、虐待の未然防止、早期発見、迅速かつ適切な対応等を推進します。

## 15. 虐待防止の周知徹底について

虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催します。また、虐待防止のための指針を整備し、研修会を定期的開催してスタッフに周知徹底します。

虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を定めます。

担当者：黒崎正美

## 16. 虐待の通報について

サービス提供中に当該事業所スタッフ又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとします。

## 17、業務継続計画について

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する看護サービスの提供を継続的に実施し、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という)を策定します。非常時は当該計画に従い必要な措置を講じます。またこの計画は定期的に見直し、必要に応じて変更します。

## 18、業務継続計画の周知徹底について

業務継続計画の具体的な内容をスタッフ間で共有します。また、平常時の対応の必要性や緊急時の対応に係る理解の励行を行うことを目的に、スタッフに対して業務継続計画について説明、周知を行います。そのために必要な研修及び訓練を定期的実施します。

## 19、身体的拘束等の適正化

利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないものとします。やむを得ぬ理由で身体的拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況並びに身体拘束等を行った理由を記録します。

## 20、感染症の予防および蔓延の防止について

事業所における感染症の予防および蔓延防止のための指針を作成し、対策を検討する委員会を定期的に開催します。スタッフに周知徹底を行い、研修及び訓練を定期的実施します。

## 21、ハラスメント対策の強化

職場または利用者等(家族・関係者含む)において行われる性的な言動・行動またな優越的な関係を背景とした言動・行動等による著しい迷惑行為により、スタッフの就業環境を害されることを防止するための方針を明確化し、スタッフ、利用者に対し周知・啓発します。

また相談対応のための窓口、担当者を定め、マニュアル作成や研修の実施等、被害防止のための取組を実施します。メンタルヘルス不調への相談対応や行為者に対して1人で対応させない等、被害者への配慮のための取組を実施します。

## 22、苦情等申立窓口

当事業所のサービスについて、ご不明の点や疑問、苦情がございましたら、下記相談窓口までご一報ください。責任をもって、調査、改善をさせていただきます。

苦情相談窓口：担当 医療法人社団哺育会 訪問看護ステーション和音  
電話 049-211-2100

川越市役所 介護保険課

所在地 川越市元町1-3-1

電話 049-224-8811

日高市役所 介護福祉課

所在地 日高市大字南平沢1020

電話 042-989-2111

狭山市役所 介護保険課

所在地 狭山市入間川1-23-5

電話 04-2953-1111

鶴ヶ島市役所 高齢者福祉課

所在地 鶴ヶ島市大字三ツ木16-1

電話 049-271-1111

埼玉県国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓口

所在地 さいたま市中央区大字下落合1704国保会館

電話 048-824-2568



# 介護保険ご利用料金のご案内

注) 下記の利用料金については一例です。実際の利用状況によって金額が変更する場合があります。

川越市（6級地）	1単位＝10.42円
----------	------------

基本料金	
20分未満	314単位
30分未満	471単位
30分～1時間未満	823単位
1時間～1時間30分	1,128位
リハビリ（20分）	294単位
リハビリ（20分） ※1日2回を超えた場合	265単位

×  
利用回数  
+

初回加算（Ⅰ） 退院又は退所日に訪問した場合	（Ⅰ）350単位
（Ⅱ） 退院又は退所日の翌日以降に訪問した場合	（Ⅱ）300単位

+

加算（必要に応じて請求させていただきます）	
長時間訪問看護加算	300単位
複数名訪問加算 30分未満（Ⅰ）看護師	（Ⅰ）254単位
（Ⅱ）看護補助者	（Ⅱ）201単位
30分以上（Ⅰ）看護師	（Ⅰ）402単位
（Ⅱ）看護補助者	（Ⅱ）317単位
時間外加算 夜間（18～22時）早朝（6～8時）	所定単位数の25%
深夜（22～6時）	所定単位数の50%
緊急時訪問看護加算（Ⅰ）	600単位
特別管理加算（Ⅰ）	500単位
特別管理加算（Ⅱ）	250単位
ターミナルケア加算	2,500単位
退院時共同指導加算	600単位
看護・介護職員連携強化加算	250単位
看護体制強化加算（Ⅰ）	550単位
看護体制強化加算（Ⅱ）	200単位
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	6単位
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	3単位

||  
合計単位数 × 10.42 × 1割 ・ 2割 ・ 3割 = \_\_\_\_\_ 円

+

交通費 ※実施地域外のみ、片道分を請求	300円（税込330円）
---------------------	--------------

+

死後の処置料	15,000円（税込16,500円）
--------	--------------------

||

支払い金額 \_\_\_\_\_ 円

◆その他

1月当たりの総単位数を越えてサービスを利用した場合は、実費負担となります。

## 介護保険ご利用料金のご案内（介護予防）

注) 下記の利用料金については一例です。実際の利用状況によって金額が変更する場合があります。

川越市（6級地）	1単位＝10.42円
----------	------------

基本料金	
20分未満	303単位
30分未満	451単位
30分～1時間未満	794単位
1時間～1時間30分	1,090単位
リハビリ（20分）	284単位
リハビリ（20分） ※1日に2回を超えた場合	142単位

×

利用回数

+

初回加算（Ⅰ） 退院又は退所日に訪問した場合	（Ⅰ）350単位
（Ⅱ） 退院又は退所日の翌日以降に訪問した場合	（Ⅱ）300単位

+

加算（必要に応じて請求させていただきます）	
長時間訪問看護加算	300単位
複数名訪問加算 30分未満（Ⅰ）看護師	（Ⅰ）254単位
（Ⅱ）看護補助者	（Ⅱ）201単位
30分以上（Ⅰ）看護師	（Ⅰ）402単位
（Ⅱ）看護補助者	（Ⅱ）317単位
時間外加算 夜間（18～22時）早朝（6～8時）	所定単位数の25%
深夜（22～6時）	所定単位数の50%
緊急時訪問看護加算（Ⅰ）	600単位
特別管理加算（Ⅰ）	500単位
特別管理加算（Ⅱ）	250単位
ターミナルケア加算	2,500単位
退院時共同指導加算	600単位
看護・介護職員連携強化加算	250単位
看護体制強化加算	100単位
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	6単位
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	3単位

||

合計単位数 × 10.42 × 1割・2割・3割 = \_\_\_\_\_ 円

+

交通費 ※実施地域外のみ、片道分を請求	300円（税込330円）
---------------------	--------------

+

死後の処置料	15,000円（税込16,500円）
--------	--------------------

||

支払い金額 \_\_\_\_\_ 円

◆その他

1月当たりの総単位数を越えてサービスを利用した場合は、実費負担となります。